建 設 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年４月 21 日（火）
　　議員全員協議会終了後
場所　第４委員会室）

○　所管事項の報告について

１　所管事務等の変更について

２　古布・古着類の収集後の処理方法の変更について

３　令和元年台風 19 号により発生した久慈市の災害廃棄物の受入れについて

建設協議会資料
令和２年４月２１日
都市整備部

所管事務等の変更について

〇令和2年度機構改革の内容

これまで、空き家の利活用に関する事務は「建設部　建築住宅課」で所管、また、管理不全空き家の適正管理に関する事務は「都市整備部　建築指導課」で所管していたが、市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、空き家に関する事務を一元化し、空き家対策グループを新設した。

これにより、従来の区画整理課区画整理グループと合わせ、課の名称を市街地整備課とし、2グループ体制とした。

令和元年度	令和2年度
区画整理課 区画整理グループ	市街地整備課 区画整理グループ 空き家対策グループ

建 設 協 議 会 資 料
令和２年　４月 21 日
環境部　環境政策課

古布・古着類の収集後の処理方法の変更について

１．経緯

市では、毎週第２・第４水曜日に市民が集めた衣類、タオル類、シーツなどで素材が主に綿（めん）のもののみを古布として収集している。

また、町内会、子供会、ＰＴＡ等の市に登録された資源物回収団体（以下「リサイクルパートナー」という。）による古着類等の収集活動を支援している。

国内で収集した古布・古着類は、資源物回収団体を通じて国内に３割、海外に７割が流通し、そのほとんどが古着として再利用されているが、新型コロナウイルスの影響により、受け入れが止まったため、再利用等の出口がなくなった。

２．古布・古着類の収集量（令和元年度）

古布　約 59 トン／年

古着類　約 1.2 トン／年

３．収集及び処理方法の変更について

①　市民が集積所に出した古布は引き続き毎週第２・第４水曜日に収集する。

②　リサイクルパートナーが収集した古着類の回収は５月１日から当面の間中止する。

③　八戸リサイクルプラザに集められた古布は当面の間焼却処理する。

建設協議会資料
令和２年４月 21 日
環境部環境保全課

令和元年台風 19 号により発生した久慈市の災害廃棄物の受入れについて

1　概要

令和元年 10 月に上陸した台風第 19 号により被災した久慈市からの災害廃棄物の処理の応援要請により受け入れたもの。

2　処理の内容

(1) 災害廃棄物

廃棄物の種類	数量（推計）
一般家庭などで被災した廃タイヤ	73 t

(2) 処理事業者

八戸セメント株式会社

(3) 処理方法

焼成（セメント原料化）

(4) 処理期間

令和２年４月 14 日～令和２年４月 17 日

(5) 運搬の方法

車両による陸送